

## 都市計画税の使途について(令和7年度当初予算分)

用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費の財源として使用されますが、令和7年度の当初予算における都市計画税の使途は、次のとおりです。

[歳入] 都市計画税の収入額 131,096 千円

[歳出] 都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費 261,385 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
街路事業	35,632	0	0	4,800	1,005	15,299	14,528
下水道事業	255,753	0	0	0	0	115,797	139,956
合計	261,385	0	0	4,800	1,005	131,096	124,484

※1 都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。